



2014.8.26  
コチ コンサルティング

8月20日、《労災保険行政案件の審査に係わる若干の問題に関する最高人民法院の規定》（9月1日施行）の記者会見があり、新聞紙上には「帰宅途中の“买菜”（買物）時の不慮の事故も労災に」との見出しが出、議論を呼んでいます。統計によると、近年労災保険に関わる申請件数が増加し、行政審査案件中、最多となっているとのこと。労働環境、社会環境の変化に伴い、労災に関わる争議が複雑化していることが、今回の最高人民法院規定の施行の理由とされています。本号では、9月1日施行の《労災保険行政案件の審査に係わる若干の問題に関する最高人民法院の規定》ならびに労災に関わる留意点をご報告します。

内容 【人事・労務情報】

- 《労災保険行政案件の審査に係わる若干の問題に関する最高人民法院の規定》（9.1施行）
- 労災に関わる留意点

人事・労務情報

■ 《労災保険行政案件の審査に係わる若干の問題に関する最高人民法院の規定》（9.1施行）

当該規定（《規定》）は、2014年4月21日に最高人民法院裁判委員会第1613回会議を通過し、2014年6月18日に公布され、9月1日より施行されます。

最近の労災保険行政案件審査過程で発生している下記の新たな状況、問題に関して指針を示したとされています。

《規定》は全10条からなり、下記3点が主要事項です：

- ① 派遣、請負、業務委託等、雇用関係が複雑化する中、労働関係と労災保険責任企業の明確化。
- ② “業務理由、業務時間、業務場所” “業務による外出時間” “出退勤途中”等の判断の詳細。
- ③ 第三者の原因による労災の場合の民事訴訟、民事賠償と労災認定・待遇の調整に関する規定。

\* 《規定》全文日本語訳：全文は[こちら](#)から参照してください。

**NAVI ①** 労働者使用企業が、法規に違反し、雇用者資格を有しない組織や自然人に業務を委託し、それらの委託先に雇われて委託業務に従事する労働者の労災は使用企業に労災保険責任があるとされています。労務派遣法規の施行に伴い、業務委託等に移行する場合には委託先の審査、査定、委託契約内容への留意が重要です。

**NAVI ②** 新聞紙上をにぎわした「帰宅途中の“买菜”（買物）時の不慮の事故」の「不慮の事故」（“意外事故”）とは自己の責任によらない交通事故に限定されます。“买菜”とは「日々の食料品、日用品の買い物」という意味であり、合理的な範囲の帰宅途上の行動の象徴として使用されたと考えられます。合理的な範囲の帰宅途上の行動としては、託児所、親戚宅等への子供の迎え等も含まれます。

**NAVI ③** 自動車通勤の増加に伴い増加している、出退勤時の交通事故の被害者の場合、第三者の原因による労災にあたります。自動車通勤に関わる規定の制定時には、今回の《規定》を考慮する必要があると思われます。

8月20日の記者会見では、新規定の趣旨、概要の報告と併せて、本規定の主要部分に関わる4件の労災保険行政訴訟の典型案件が公表されました。

- ①雇用単位が法律、法規規程に違反し請負業務を再委託する或いは雇用主体資格を備えていない組織または自然人に請負業務を発注し、当該組織あるいは自然人が雇用した従業員が労災により死傷した場合、雇用単位が労災保険責任を引き受けた判例。（上海市松江区）
- ②業務による原因、“職場”の認定に関し、業務履行責任との相関関係の有無、合理的区域内で負傷したか否かが争点となった判例。（天津新技術産業園区）
- ③“出退勤途中”の認定に関する判例。（江蘇省新沂市）
- ④従業員あるいはその近親者自身の原因によらない理由で労災認定申請の期限を超過してしまった場合、提出が遅れた時間は労災認定申請期限に含めないと言う判例。（広東省佛山市禅城区）

**\* 労災保険行政訴訟の典型案件（日本語訳）**：全文は[こちら](#)から参照してください。

### ■ 労災に関わる留意点

労災に関わる法規は《労災保険条例》（2004.1.1施行、2010.12.20修正）、《労災職員労働能力鑑定管理弁法》（2014.4.1施行）の他、地方政府の運用に関わる詳細規定等に下記の項目（概要）が規定されています。

- ・ 労災認定範囲：労災と認定される事故状況、職業病の範囲
- ・ 労災認定申請：申請受付期間、申請書類、申請先
  - \* 雇用企業は事由発生から30日以内、本人・親族、労働組合は1年以内。
  - \* 雇用企業が労災と認めず、本人・親族が労災を主張する場合は、雇用企業に立証責任あり。
- ・ 労災労働能力鑑定：1～10等級の後遺症認定レベルの基準を規定。
- ・ 労災職員の労働契約処理：上記後遺症認定レベルに応じ、労働契約継続、解除、解除時の一時金等の待遇を規定。
  - \* 1級～6級は基本的に労働関係保留。雇用企業は賃金、規定手当の支給義務あり。
  - \* 7級～10級は労働契約満了または労災被災者本人からの申し出により労働契約の終了可能。雇用企業は一次性的後遺症補助金支給義務あり。
  - \* 労災保険からは医療費、その他手当（月次、一時金）の支給あり。
- ・ 労災後遺症手当及び生活介護費用：労災保険より支給。
- ・ 労災死亡時の待遇：葬儀費用補助、一時金、扶養家族手当（付与範囲、条件、手当額等）規定。
  - \* 基本的に労災保険より支給。企業は一部補助。

#### NAVI

労災申請は企業からも労働者（親族を含む）、労働組合からもできます。労災と認定された場合は補償範囲が明確になり、労災保険を享受できるメリットがありますが、保険利用額に応じて、翌年企業の労災保険納付比率が引き上げられることがあります。

労災に関わる法規は近年修正が続いています。下記は、現在の上海の労災待遇詳細です。

**\* 労災待遇詳細（上海）**：詳細は[こちら](#)から参照してください。

このところ人事の新政策が次々と公布されており、企業、従業員の各方面に影響が及んでいます。HRに携わる我々は最新の情報に通じている必要があるのではないでしょうか？最新の話題を共有し、実用的な対応方法を把握しましょう！

可馳企業管理諮詢（上海）有限公司は今期の特設検討会を開催致します。HRに携わる皆様のご参加をお待ちしております。

■ 最新労務派遣政策動向

- 従業員雇用比率問題
- 同一職務同一報酬問題
- “三性”職位の確定
- 労災処理の問題
- 業務委託と労務派遣問題
- Case Study

■ 生育政策注目話題

- “单独二胎”生育待遇分析
- Case Study

■ 定員30名。（コチ企業会員様を優先とさせていただきます、お早めにお申し込みください）

■ コチ会員企業様：無料 一般企業様：200元/名

【日時】9月11日（木）15：00～17：00（14：40開場）

【会場】好望角大酒店 中国厅（肇嘉浜路500号）

【内容】

14：40 開場

15：00 最新労務派遣政策動向

15：50 休憩

16：00 生育政策注目話題

16：50 質疑応答

17：00 終了

【言語】中国語

【対象】企業人事

【申込方法】添付の申込み用紙に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。

【連絡方法】E-mail: [info-china@cochicon.com](mailto:info-china@cochicon.com) TEL/FAX:021-6418-8983

担当: 周/Ms.

講師：

可馳企業管理諮詢（上海）有限公司 MGR 王珏

国営大手人材会社にて6年間人事管理・人材派遣実務並びにコンサルティングに従事。人材仲介師、人力資源管理師、人事管理就業資格、会計就業資格保持。コチコンサルティングでは人事代理実務、人事管理コンサルティング、労働法律コンサルティング、トレーニング等を担当。中国語、日本語、英語でのコンサルティング可能。

可馳企業管理諮詢（上海）有限公司 MGR 張燕琴

大学卒業後、上海の大手日系人材会社にて採用、人事管理実務・業務支援歴9年。人材仲介師、人力資源管理師、人力資源経済師、人事就業資格、会計就業資格保持。コチコンサルティングでは人事代理実務、人事管理コンサルティング、労働法律コンサルティング、雇用代理、人事規定策定、報酬制度分析等を担当。中国語、日本語でのコンサルティング可能。